明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件（総務五〇九）　一
〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十一年八月分）（財務省）　三六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人北方領土問題対策協会
平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、プログラムの著作物に係る登録関係　九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三
二六

## 告示

**○総務省告示第五百九号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の六第二項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証明機関から技術基準適合証明及び工事設計認証をした旨の報告があったので、同法第三十八条の六第三項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十一年十一月二日

総務大臣　原口　一博